

告示

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年七月二十四日

埼玉県計量検定所長 深野 成 昭

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
長 瀬 町	令和八年九月二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	長瀬町役場庁舎前 駐車場
横 瀬 町	令和八年九月三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	横瀬町総合福祉セ ンター駐車場
皆 野 町	令和八年九月四日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	皆野町役場駐車場
小 鹿 野 町	令和八年九月七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	小鹿野町両神振興 会館駐車場
	令和八年九月八日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	小鹿野総合センタ ー前駐車場

秩父市			狭山市			区域		
期 日			時 間			場 所		
令和八年九月九日			午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで			秩父市大滝振興会館 駐車場		
令和八年九月十日			午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで			秩父市役所荒川総合 支所西側駐車場		
令和八年九月十一日			午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで			秩父市役所吉田総合 支所駐車場		
令和八年九月十四日			午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで			秩父市原谷公民館駐 車場		
令和八年九月十五日			午前十時から正午 まで	午後一時から三時 まで		秩父市大田公民館駐 車場		
令和八年九月十六日 及び同月十七日			午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで			秩父市尾田蒔公民館 駐車場		
令和八年九月二十四日			午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで			狭山市民会館駐車場		
令和八年九月二十五日 及び同月二十八日			午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで			農村環境改善センタ－ 駐車場		
令和八年九月二十九日			午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで			智光山公園正面駐車 場		

区 域	期 日	時 間	場 所
富士見市	令和八年十月十五日 及び同月十六日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	富士見市役所来庁者 用西側駐車場
ふじみ野市	令和八年十月十九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	ふじみ野市役所公用 車駐車場
和 光 市	令和八年十月二十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	大井総合支所駐車場
	令和八年十月二十二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	和光市役所駐車場
志 木 市	令和八年十月二十三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	志木市役所庁舎裏駐 車場
朝 霞 市	令和八年十月二十六日 及び同月二十七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	産業文化センター第 2 駐車場
新 座 市	令和八年十月二十九日 及び同月三十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	新座市民会館第二駐 車場